

原子力発電所の新規制基準適合性審査の状況について

令和 2 年 7 月 1 日
原 子 力 規 制 庁

1. 申請状況及び設置変更許可等の処分の状況

- (1) 本体施設の設置変更許可申請等は、これまでに 16 発電所 27 プラントについて申請されており、これらの申請状況及び設置変更許可等の処分の状況は別紙 1 のとおり。
- (2) 特定重大事故等対処施設の設置変更許可申請等は、これまでに 11 発電所 18 プラントについて申請されており、これらの申請状況及び設置変更許可等の処分の状況は別紙 2 のとおり。
- (3) 所内常設直流電源設備（3 系統目）の設置変更許可申請等は、これまでに 10 発電所 16 プラントについて申請されており、これらの申請状況及び設置変更許可等の処分の状況は別紙 3 のとおり。

2. 審査進捗状況表

- (1) 本体施設の設置変更許可申請に関する審査進捗状況表は別冊 1 のとおり。
- (2) 特定重大事故等対処施設の設置変更許可申請に関する審査進捗状況表は別冊 2 のとおり。

以上

新規制基準適合性に係る申請及び処分の状況

令和 2 年 6 月 30 日現在

申請者	対象発電炉（号炉）	炉型	設置変更許可		設計及び工事の計画の認可		保安規定変更認可	
			申請日	処分日	申請日	処分日	申請日	処分日
北海道電力	泊発電所（1・2号炉）	PWR	平成 25 年 7 月 8 日		平成 25 年 7 月 8 日		平成 25 年 7 月 8 日	
北海道電力	泊発電所（3号炉）	PWR	平成 25 年 7 月 8 日		平成 25 年 7 月 8 日		平成 25 年 7 月 8 日	
関西電力	大飯発電所（3・4号炉）	PWR	平成 25 年 7 月 8 日	平成 29 年 5 月 24 日	平成 25 年 7 月 8 日	平成 29 年 8 月 25 日	平成 25 年 7 月 8 日	平成 29 年 9 月 1 日
関西電力	高浜発電所（3・4号炉）	PWR	平成 25 年 7 月 8 日	平成 27 年 2 月 12 日	平成 25 年 7 月 8 日	3号機：平成 27 年 8 月 4 日 4号機：平成 27 年 10 月 9 日	平成 25 年 7 月 8 日	平成 27 年 10 月 9 日
四国電力	伊方発電所（3号炉）	PWR	平成 25 年 7 月 8 日	平成 27 年 7 月 15 日	平成 25 年 7 月 8 日	平成 28 年 3 月 23 日	平成 25 年 7 月 8 日	平成 28 年 4 月 19 日
九州電力	川内原子力発電所（1・2号炉）	PWR	平成 25 年 7 月 8 日	平成 26 年 9 月 10 日	平成 25 年 7 月 8 日	1号機：平成 27 年 3 月 18 日 2号機：平成 27 年 5 月 22 日	平成 25 年 7 月 8 日	平成 27 年 5 月 27 日
九州電力	玄海原子力発電所（3・4号炉）	PWR	平成 25 年 7 月 12 日	平成 29 年 1 月 18 日	平成 25 年 7 月 12 日	3号機：平成 29 年 8 月 25 日 4号機：平成 29 年 9 月 14 日	平成 25 年 7 月 12 日	平成 29 年 9 月 14 日
東京電力	柏崎刈羽原子力発電所（6・7号炉）	BWR	平成 25 年 9 月 27 日	平成 29 年 12 月 27 日	平成 25 年 9 月 27 日		平成 25 年 9 月 27 日	
中国電力	島根原子力発電所（2号炉）	BWR	平成 25 年 12 月 25 日		平成 25 年 12 月 25 日		平成 25 年 12 月 25 日	
東北電力	女川原子力発電所（2号炉）	BWR	平成 25 年 12 月 27 日	令和 2 年 2 月 26 日	平成 25 年 12 月 27 日		平成 25 年 12 月 27 日	
中部電力	浜岡原子力発電所（4号炉）	BWR	平成 26 年 2 月 14 日 平成 27 年 1 月 26 日※ ¹		平成 26 年 2 月 14 日		平成 26 年 2 月 14 日	
日本原子力発電	東海第二発電所※ ²	BWR	平成 26 年 5 月 20 日	平成 30 年 9 月 26 日	平成 26 年 5 月 20 日	平成 30 年 10 月 18 日	平成 26 年 5 月 20 日	
東北電力	東通原子力発電所（1号炉）	BWR	平成 26 年 6 月 10 日		平成 26 年 6 月 10 日		平成 26 年 6 月 10 日	
北陸電力	志賀原子力発電所（2号炉）	BWR	平成 26 年 8 月 12 日		平成 26 年 8 月 12 日		平成 26 年 8 月 12 日	
電源開発	大間原子力発電所	BWR	平成 26 年 12 月 16 日		平成 26 年 12 月 16 日			
関西電力	美浜発電所（3号炉）※ ³	PWR	平成 27 年 3 月 17 日	平成 28 年 10 月 5 日	平成 27 年 11 月 26 日	平成 28 年 10 月 26 日	平成 27 年 3 月 17 日	令和 2 年 2 月 27 日
関西電力	高浜発電所（1・2（3・4）号炉）※ ⁴	PWR	平成 27 年 3 月 17 日	平成 28 年 4 月 20 日	平成 27 年 7 月 3 日	平成 28 年 6 月 10 日	令和元年 7 月 31 日	
中部電力	浜岡原子力発電所（3号炉）	BWR	平成 27 年 6 月 16 日					
日本原子力発電	敦賀発電所（2号炉）	PWR	平成 27 年 11 月 5 日				平成 27 年 11 月 5 日	
中国電力	島根原子力発電所（3号炉）	BWR	平成 30 年 8 月 10 日					

※1 平成 26 年 2 月 14 日付けで申請された発電用原子炉設置変更許可申請書について、使用済燃料乾式貯蔵施設を追加するため、平成 27 年 1 月 26 日付けで取下げ及び再申請がなされた。

※2 平成 29 年 11 月 24 日付けで申請された運転期間延長認可申請について、平成 30 年 11 月 7 日に認可した。

※3 平成 27 年 11 月 26 日付けで申請された運転期間延長認可申請について、平成 28 年 11 月 16 日に認可した。

※4 平成 27 年 4 月 30 日付けで申請された運転期間延長認可申請について、平成 28 年 6 月 20 日に認可した。

灰色：処分済

赤字：前回（令和 2 年 4 月 1 日）の報告時からの変更点

特定重大事故等対処施設に係る申請及び処分の状況

令和 2 年 6 月 30 日現在

申請者	対象発電炉（号炉）	経過措置期間の満了日	設置変更許可		設計及び工事の計画の認可		保安規定変更認可	
			申請日	処分日	申請日	処分日	申請日	処分日
東京電力	柏崎刈羽原子力発電所 （6・7号炉）※1		平成 26 年 12 月 15 日					
電源開発	大間原子力発電所		平成 26 年 12 月 16 日					
関西電力	高浜発電所 （3・4号炉）	3号機： 令和 2 年 8 月 3 日 4号機： 令和 2 年 10 月 8 日	平成 26 年 12 月 25 日	平成 28 年 9 月 21 日	平成 29 年 4 月 26 日	令和元年 8 月 7 日	令和 2 年 4 月 17 日	
九州電力	川内原子力発電所 （1・2号炉）	1号機： 令和 2 年 3 月 17 日 2号機： 令和 2 年 5 月 21 日	平成 27 年 12 月 17 日	平成 29 年 4 月 5 日	1号機： （第 1 回）平成 29 年 5 月 24 日 （第 2 回）平成 29 年 8 月 8 日 （第 3 回）平成 30 年 3 月 9 日 2号機： （第 1 回）平成 29 年 7 月 10 日 （第 2 回）平成 29 年 8 月 8 日 （第 3 回）平成 30 年 3 月 9 日	1号機： （第 1 回）平成 30 年 5 月 15 日 （第 2 回）平成 30 年 7 月 26 日 （第 3 回）平成 31 年 2 月 18 日 2号機： （第 1 回）平成 30 年 8 月 10 日 （第 2 回）平成 30 年 8 月 31 日 （第 3 回）平成 31 年 4 月 12 日	令和元年 8 月 2 日	令和 2 年 3 月 25 日
北海道電力	泊発電所（3号炉）		平成 27 年 12 月 18 日					
四国電力	伊方発電所 （3号炉）	令和 3 年 3 月 22 日	平成 28 年 1 月 14 日	平成 29 年 10 月 4 日	（第 1 回）平成 29 年 12 月 7 日 （第 2 回）平成 30 年 3 月 16 日 （第 3 回）平成 30 年 5 月 11 日 （第 4 回）平成 30 年 8 月 13 日 （第 5 回）令和元年 7 月 11 日	（第 1 回）平成 31 年 3 月 25 日 （第 2 回）令和元年 12 月 24 日 （第 3 回）令和 2 年 3 月 27 日 （第 4 回）令和元年 10 月 10 日 （第 5 回）令和 2 年 3 月 27 日		
中国電力	島根原子力発電所 （2号炉）		平成 28 年 7 月 4 日					
関西電力	高浜発電所 （1・2（3・4）号炉）	令和 3 年 6 月 9 日	平成 28 年 12 月 22 日	平成 30 年 3 月 7 日	（第 1 回）平成 30 年 3 月 8 日 （第 2 回）平成 30 年 11 月 16 日 （第 3 回）平成 31 年 3 月 15 日 （第 4 回）令和元年 5 月 31 日	（第 1 回）平成 31 年 4 月 25 日 （第 2 回）令和元年 9 月 13 日 （第 3 回）令和元年 10 月 24 日 （第 4 回）令和 2 年 2 月 20 日		
九州電力	玄海原子力発電所 （3・4号炉）	3号機： 令和 4 年 8 月 24 日 4号機： 令和 4 年 9 月 13 日	平成 29 年 12 月 20 日	平成 31 年 4 月 3 日	3号機： （第 1 回）令和元年 5 月 16 日 （第 2 回）令和元年 9 月 19 日 （第 3 回）令和 2 年 1 月 17 日	3号機： （第 1 回）令和元年 11 月 28 日 （第 2 回）令和 2 年 3 月 4 日		

別紙 2

					4号機： (第1回)令和元年6月18日 (第2回)令和元年9月19日 (第3回)令和2年1月17日	4号機： (第1回)令和元年11月28日 (第2回)令和2年3月4日		
関西電力	美浜発電所（3号炉）	令和3年10月25日	平成30年4月20日※2					
関西電力	大飯発電所 （3・4号炉）	令和4年8月24日	平成31年3月8日	令和2年2月26日	全2回分割申請 (第1回)令和2年3月6日			
日本原子力発電	東海第二発電所	令和5年10月17日	令和元年9月24日					

※1 令和元年10月24日付けの補正で、1号炉に係る申請が取り下げられた。

※2 当該申請については、令和2年6月3日の原子力規制委員会において審査の結果の案を取りまとめた。

灰色：処分済

赤字：前回（令和2年4月1日）の報告時からの変更点

所内常設直流電源設備（3系統目）に係る申請及び処分の状況

令和2年6月30日現在

申請者	対象発電炉（号炉）	経過措置期間の満了日	設置変更許可		設計及び工事の計画の認可		保安規定変更認可	
			申請日	処分日	申請日	処分日	申請日	処分日
電源開発	大間原子力発電所		平成26年12月16日					
北海道電力	泊発電所（3号炉）		平成27年12月18日					
九州電力	川内原子力発電所（1・2号炉）	1号機： 令和2年3月17日 2号機： 令和2年5月21日	平成28年3月25日	平成29年2月8日	平成29年7月10日	平成30年1月29日	令和元年11月22日	令和2年3月30日
中国電力	島根原子力発電所（2号炉）		平成28年7月4日					
関西電力	高浜発電所（3・4号炉）	3号機： 令和2年8月3日 4号機： 令和2年10月8日	平成29年3月17日	平成29年6月28日	令和元年8月22日	令和2年3月5日	令和2年4月17日	
四国電力	伊方発電所（3号炉）	令和3年3月22日	平成29年11月15日	平成30年6月27日	平成31年2月27日			
関西電力	高浜発電所（1・2（3・4）号炉）	令和3年6月9日	平成30年2月5日 令和元年6月14日※1	令和元年9月25日				
関西電力	美浜発電所（3号炉）	令和3年10月25日	平成30年4月20日※2					
関西電力	大飯発電所（3・4号炉）	令和4年8月24日	平成31年3月8日	令和2年2月26日				
九州電力	玄海原子力発電所（3・4号炉）	3号炉： 令和4年8月24日 4号炉： 令和4年9月13日	平成31年3月28日	令和元年12月25日	令和2年3月24日			
日本原子力発電	東海第二発電所	令和5年10月17日	令和元年9月24日					

※1 平成30年2月5日付けで申請された発電用原子炉設置変更許可申請について、令和元年6月14日付けの補正において所内常設直流電源設備（3系統目）に係る内容が取り下げられ、同日付で再申請がなされた。

※2 当該申請については、令和2年6月3日の原子力規制委員会において審査の結果の案を取りまとめた。

灰色：処分済

赤字：前回（令和2年4月1日）の報告時からの変更点

審査進捗状況表 (本体施設)

・ 北海道電力(株)泊発電所 1, 2号炉	・ ・ ・ 7
・ 北海道電力(株)泊発電所 3号炉	・ ・ ・ 9
・ 中国電力(株)島根原子力発電所 2号炉	・ ・ ・ 11
・ 中国電力(株)島根原子力発電所 3号炉	・ ・ ・ 13
・ 中部電力(株)浜岡原子力発電所 4号炉	・ ・ ・ 15
・ 中部電力(株)浜岡原子力発電所 3号炉	・ ・ ・ 17
・ 東北電力(株)東通原子力発電所 1号炉	・ ・ ・ 19
・ 北陸電力(株)志賀原子力発電所 2号炉	・ ・ ・ 21
・ 電源開発(株)大間原子力発電所	・ ・ ・ 23
・ 日本原子力発電(株)敦賀発電所 2号炉	・ ・ ・ 25

審査進捗状況表

北海道電力(株)泊発電所1, 2号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和2年6月30日時点】

審査項目		ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点		
設計基準対象施設関係	地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	③	2019/2/22	●事業者の意向を踏まえ、泊3号を優先して審査を実施中	
		敷地周辺の地質・地質構造	④	2017/7/28		
	地震動 (第3、4条)	地下構造	④	2015/12/25	●事業者は、積丹半島北西沖の断層による地震動評価について、海上音波探査による1測線に基づいて震源断層の位置を設定している。これに対し、海上音波探査から得られた情報は1地点の情報のみであるため、震源断層モデルの位置及び走向の設定に必要な情報が十分に得られていないことを踏まえて、設定し得る範囲を柔軟に想定するなど十分な不確かさを考慮して、地震動評価が安全側になるような観点で再度検討するよう求めている。震源断層モデルにおける各種パラメータ、断層走向等の不確かさ等の設定及び評価結果の妥当性について、引き続き確認していく。 ●敷地の地質・地質構造(F-1断層の活動性評価)の検討結果の影響を受けるため、事業者は敷地の地質・地質構造(F-1断層の活動性評価)の審査への対応を優先。	
		震源を特定して策定する地震動	③	2017/7/28		
		震源を特定せず策定する地震動	④	2015/10/23		
		基準地震動	②	2016/2/5		●積丹半島北西沖の断層による地震動評価及び敷地の地質・地質構造(F-1断層の活動性評価)の検討後に、これらを踏まえた基準地震動の策定について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
		地盤・斜面の安定性	①	－		
		耐震設計方針	①	－		●概要説明を聴取し、主要な論点を提示
		津波(第5条)	地震による津波	③		2019/9/27
	地震以外による津波		④	2015/8/21		
	基準津波		②	2016/2/5	●日本海東縁部及び積丹半島北西沖の断層による地震の津波の評価後に、これらを踏まえた基準津波の策定について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。	
	耐津波設計方針		①	－		
	竜巻(第6条)		①	－	●事業者の意向を踏まえ、泊3号を優先して審査を実施中	
	火山事象 (第6条)	火山事象	③	2016/2/5	●原子力発電所の火山影響評価ガイドの改正を踏まえた火山活動の可能性評価、洞爺カルデラ、ニセコ・雷電火山群等についての実効性のあるモニタリング手法について説明を求めている。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 ●降下火砕物の層厚評価について、その根拠としている給源不明の火山灰層が、事業者の実施した敷地内断層の活動性評価に係る追加調査の結果、敷地内で見つからなかった。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 ●事業者は敷地の地質・地質構造(F-1断層の活動性評価)の審査への対応を優先。	
		火山事象に対する設計方針	①	－	●事業者の意向を踏まえ、泊3号を優先して審査を実施中	
	外部火災(第6条)		①	－		
	その他自然現象と人為事象(第6条)		①	－		
	不法な侵入(第7条)		①	－		
	内部火災(第8条)		①	－		
	内部溢水(第9条)		①	－		
	誤操作の防止(第10条)		①	－		
	安全避難通路(第11条)		①	－		
	安全施設(第12条)		①	－		
	全交流電源喪失(第14条)		①	－		
	SFP(第16条、23条)		①	－		
	RCPB(第17条)		①	－		
	安全保護回路(第24条)		①	－		
	原子炉制御室(第26条)		①	－		
	監視設備(第31条)		①	－		
	保安電源(第33条)		①	－		
	緊急時対策所(第34条)		①	－		
	通信連絡設備(第35条)		①	－		

※ ①審査に未着手(赤色)、 ②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、 ③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、 ④概ね審査済み(灰色)
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目				ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点		
重大事故等対処施設関係	有効性評価（３７条）	PRA	Lv １	①	－			
			Lv １. ５	①				
			停止時	①				
			地震	①				
			津波	①				
		事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス			①		－	
		解析コード			①			
		限界温度、限界圧力			①			
		炉心	２次冷却系からの除熱機能喪失		①		－	
			全交流動力電源喪失		①			
			原子炉補機冷却機能喪失		①			
			原子炉格納容器の除熱機能喪失		①			
			原子炉停止機能喪失		①			
			ECCS注水機能喪失		①			
			ECCS再循環機能喪失		①			
			格納容器バイパス(インターフェイスシステム LOCA、蒸気発生器伝熱管破損)		①			
		CV	過圧破損		①		－	
			過温破損		①		－	
			DCH		①		－	
			FCI		①			
			MCCI		①			
			水素燃焼		①		－	
		SFP	想定事故１		①		－	
			想定事故２		①			
		停止時	崩壊熱除去機能喪失		①		－	●事業者の意向を踏まえ、泊3号を優先して審査を実施中
			全交流動力電源喪失		①			
			原子炉冷却材の流出		①			
			反応度誤投入		①			
	設備・技術的能力	1.0	43条	共通		①	－	
		1.1	44条	ATWS		①	－	
		1.2	45条	高圧時冷却		①		
		1.3	46条	減圧		①		
		1.4	47条	低圧時冷却		①		
		1.5	48条	最終ヒートシンク		①		
		1.6	49条	CV冷却		①	－	
		1.7	50条	CV過圧破損防止		①	－	
		1.8	51条	CV下部注水		①	－	
		1.9	52条	CV水素対策		①	－	
		1.10	53条	RB水素対策		①	－	
		1.11	54条	SFP		①	－	
		1.12	55条	建屋外RI抑制		①	－	
		1.13	56条	水源		①	－	
		1.14	57条	電源		①	－	
		1.15	58条	計装		①	－	
		1.16	59条	原子炉制御室		①	－	
		1.17	60条	監視測定		①	－	
		1.18	61条	緊急時対策所		①	－	
		1.19	62条	通信連絡		①	－	
	2		大規模損壊		①	－		
	共通	地質(第38条)			③	2019/2/22	●地質(第3、4条) 敷地の地質・地質構造を参照。	
		地震動(第38、39条)			①	2017/7/28	●地震動(第3、4条)を参照。	
		津波(第40条)			②	2019/9/27	●津波(第5条)を参照。	
		火災(第41条)			①	－	●事業者の意向を踏まえ、泊3号を優先して審査を実施中	

※ ①審査に未着手(赤色)、 ②一部説明聴取済＆コメント回答の審査中(黄色)、 ③一通り説明聴取済＆コメント回答の審査中(緑色)、 ④概ね審査済み(灰色)
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

北海道電力(株) 泊発電所3号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和2年6月30日時点】

審査項目			ステイタス※1	直近の審査会合	現時点における主な論点
設計基準対象施設関係	地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	③	2020/4/16	●事業者は、F-1断層と関連する小断層が変位を与えていない地層(上載地層)は33万年前より古いので、F-1断層は活断層ではないと主張している。これに対し、追加で実施した開削調査のうち、開削調査箇所(南側)において上載地層としている斜面堆積物については、地層中の挟在関係が確認できないため、テフラ起源重鉱物の化学組成分析も実施して年代観を明らかにするとともに、その分布の拡がりや擾乱の有無について説明するよう求めている。また、追加開削調査箇所におけるF-1断層と関連する小断層と上載地層との接合部分については、現在のX線CT画像からでは断層の変位が確実に止まっていることが確認できないため、トレンチの追加開削等の調査により、変位が確実に止まっていることを示すよう求めている。その上でF-1断層の活動性評価結果の妥当性について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認するとともに、現地調査も実施する。
		敷地周辺の地質・地質構造	④	2017/7/28	
	地震動 (第3、4条)	地下構造	④	2015/12/25	
		震源を特定して策定する地震動	③	2017/7/28	●事業者は、積丹半島北西沖の断層による地震動評価について、海上音波探査による1測線に基づいて震源断層の位置を設定している。これに対し、海上音波探査から得られた情報は1地点の情報のみであるため、震源断層モデルの位置及び走向の設定に必要な情報が十分に得られていないことを踏まえて、設定し得る範囲を柔軟に想定するなど十分な不確かさを考慮して、地震動評価が安全側になるような観点で再度検討するよう求めている。震源断層モデルにおける各種パラメータ、断層走向等の不確かさ等の設定及び評価結果の妥当性について、引き続き確認していく。 ●敷地の地質・地質構造(F-1断層の活動性評価)の検討結果の影響を受けるため、事業者は敷地の地質・地質構造(F-1断層の活動性評価)の審査への対応を優先。
		震源を特定せず策定する地震動	④	2015/10/23	
		基準地震動	②	2016/2/5	●積丹半島北西沖の断層による地震動評価及び敷地の地質・地質構造(F-1断層の活動性評価)の検討後に、これらを踏まえた基準地震動の策定について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
		地盤・斜面の安定性	①	-	
		耐震設計方針	②	2017/3/10	●耐震重要施設等が設置された敷地に分布する埋立土について、地盤の液状化、揺すり込み沈下の評価及びそれらによる耐震重要施設への影響について確認していく。 なお、論点については、説明聴取を一部行った段階で判明しているもののみであり、今後さらに説明聴取を行い、論点の抽出をしていく必要がある。
		津波(第5条)	地震による津波	③	2019/9/27
	地震以外による津波		④	2015/8/21	
	基準津波		②	2016/2/5	●日本海東縁部及び積丹半島北西沖の断層による地震の津波の評価後に、これらを踏まえた基準津波の策定について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	耐津波設計方針		②	2017/3/10	●埋立土の液状化、揺すり込み沈下の影響を考慮した防潮堤の構造成立性について確認していく。 なお、論点については、説明聴取を一部行った段階で判明しているもののみであり、今後さらに説明聴取を行い、論点の抽出をしていく必要がある。
	竜巻(第6条)		④	2016/9/6	●地震・津波側の審査後、改めてプラント側への影響を確認
	火山事象 (第6条)	火山事象	③	2016/2/5	●原子力発電所の火山影響評価ガイドの改正を踏まえた火山活動の可能性評価、洞爺カルデラ、ニセコ・雷電火山群等についての実効性のあるモニタリング手法について説明を求めている。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 ●降下火砕物の層厚評価について、その根拠としている給源不明の火山灰層が、事業者の実施した敷地内断層の活動性評価に係る追加調査の結果、敷地内で見つからなかった。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 ●事業者は敷地の地質・地質構造(F-1断層の活動性評価)の審査への対応を優先。
		火山事象に対する設計方針	④	2014/1/28	●地震・津波側の審査後、改めてプラント側への影響を確認
	外部火災(第6条)		④	2014/3/4	
	その他自然現象と人為事象(第6条)		④	2014/3/4	
	不法な侵入(第7条)		④	—※2	
	内部火災(第8条)		④	2014/3/4	
	内部溢水(第9条)		④	2014/2/18	
	誤操作の防止(第10条)		④	2014/2/18	
	安全避難通路(第11条)		④	2013/11/19	
	安全施設(第12条)		④	2014/9/2	
	全交流電源喪失(第14条)		④	2014/1/28	
	SFP(第16条、23条)		④	2014/2/4	
	RCPB(第17条)		④	2013/9/12	
	安全保護回路(第24条)		④	2013/11/19	
	原子炉制御室(第26条)		④	2014/1/28	
	監視設備(第31条)		④	2014/1/28	
	保安電源(第33条)		④	2013/10/8	
	緊急時対策所(第34条)		④	2016/9/6	
	通信連絡設備(第35条)		④	2013/9/12	

※1 ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)

※2 他の審査項目の審査の中で併せて審査

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくこと、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目				ステイタス※1	直近の審査会合	現時点における主な論点		
重大事故等対処施設関係	有効性評価（37条）	PRA	Lv 1		④	2016/9/6		
			Lv 1. 5		④			
			停止時		④			
			地震		④			
			津波		④			
		事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス			④			
		解析コード			④	2014/4/24		
		限界温度、限界圧力			④	2014/1/21		
		炉心	2次冷却系からの除熱機能喪失		④	2016/10/27		
			全交流動力電源喪失		④			
			原子炉補機冷却機能喪失		④			
			原子炉格納容器の除熱機能喪失		④			
			原子炉停止機能喪失		④			
			ECCS注水機能喪失		④			
			ECCS再循環機能喪失		④			
			格納容器バイパス(インターフェイスシステム LOCA、蒸気発生器伝熱管破損)		④			
		CV	過圧破損		④	2016/9/6		
			過温破損		④	2016/10/27		
			DCH		④	2014/2/4		
			FCI		④			
			MCCI		④			
			水素燃焼		④	2013/9/26		
		SFP	想定事故1		④	2014/2/4		
			想定事故2		④			
		停止時	崩壊熱除去機能喪失		④	2013/10/1		●地震・津波側の審査後、改めてプラント側への影響を確認
			全交流動力電源喪失		④			
			原子炉冷却材の流出		④			
			反応度誤投入		④			
	設備・技術的能力	1.0	43条	共通		④		2016/9/6
		1.1	44条	ATWS		④		2013/8/1
		1.2	45条	高圧時冷却		④		
		1.3	46条	減圧		④		
		1.4	47条	低圧時冷却		④		
		1.5	48条	最終ヒートシンク		④		
		1.6	49条	CV冷却		④		―※2
		1.7	50条	CV過圧破損防止		④		―※2
		1.8	51条	CV下部注水		④		―※2
		1.9	52条	CV水素対策		④		―※2
		1.10	53条	RB水素対策		④		―※2
		1.11	54条	SFP		④		―※2
		1.12	55条	建屋外RI抑制		④		―※2
		1.13	56条	水源		④		―※2
		1.14	57条	電源		④		―※2
		1.15	58条	計装		④		―※2
		1.16	59条	原子炉制御室		④		2016/10/27
		1.17	60条	監視測定		④		2013/10/22
		1.18	61条	緊急時対策所		④		2016/10/27
		1.19	62条	通信連絡		④		2013/9/12
		2		大規模損壊		④		2014/3/25
	共通	地質(第38条)			③	2020/4/16		●地質(第3、4条) 敷地の地質・地質構造を参照。
		地震動(第38、39条)			②	2017/7/28		●地震動(第3、4条)を参照。
		津波(第40条)			②	2019/9/27		●津波(第5条)を参照。
		火災(第41条)			④	―※2		●地震・津波側の審査後、改めてプラント側への影響を確認

※1 ①審査に未着手(赤色)、 ②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、 ③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、 ④概ね審査済み(灰色)

※2 他の審査項目の審査の中で併せて審査

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくると、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

中国電力(株)島根原子力発電所2号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和2年6月30日時点】

設計基準対象施設関係

審査項目		ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点	
設計基準対象施設関係	地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	④	2016/1/15	
		敷地周辺の地質・地質構造	④	2017/9/29	
	地震動 (第3、4条)	地下構造	④	2015/3/6	
		震源を特定して策定する地震動	④	2017/12/1	
		震源を特定せず策定する地震動	④	2014/6/27	
		基準地震動	④	2018/2/16	
		地盤・斜面の安定性	② ⇒ ③	2020/6/19	●基礎地盤の安定性評価、及び周辺斜面(既審査済の防波壁擦り付け部地山を除く)の安定性評価について、評価を代表させる施設・斜面の選定の考え方、評価対象断面におけるすべり面の考え方、及び解析用物性値の根拠について説明を求めている。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
		耐震設計方針	③	2020/6/30	●敷地の海岸線に敷地を取り囲むように防波壁を設置し、周辺地盤を地盤改良する等により地下水の海側への流れを遮断する可能性があるため、敷地における地下水位の設定の考え方について説明を求めている。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 ●取水槽ガントリークレーン及び耐震Bクラス配管系に新たに採用する制震装置(一軸及び三軸粘性ダンパ)について、性能、適用範囲等について整理するよう求めている。また、当該制震装置の解析モデルへの取り込み方法等について説明を求めている。今後、事業者から説明を受け、耐震設計の妥当性を確認していく。 ●岩の掘削ズリ等による埋戻土や旧表土で構成されている地質が防波壁周辺等の敷地内にあるため、これらの液状化強度特性の設定の代表性と網羅性、また液状化による影響を考慮すべき施設とその設計方針について説明を求めている。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	津波(第5条)	地震による津波	④	2018/9/28	
		地震以外による津波	④	2018/9/28	
		基準津波	④	2019/9/13	
		耐津波設計方針	③	2020/6/30	●防波壁の構造及び設置状況(支持地盤、周辺地盤)について、先行炉の審査実績等を踏まえた説明を求めている。今後、事業者から説明を受け、防波壁の設計方針及び構造成立性(鋼管杭式逆T擁壁、波返重力擁壁)について、引き続き確認していく。
	竜巻(第6条)		④	2020/6/16	
	火山事象 (第6条)	火山事象	② ⇒ ③	2020/5/14	●大山生竹テフラの噴出規模見直しに伴う降下火砕物のシミュレーション及び三瓶山の降下火砕物のシミュレーションの妥当性等について、引き続き確認していく。
		火山事象に対する設計方針	①	-	
	外部火災(第6条)		④	2020/6/16	
	その他自然現象と人為事象(第6条)		③	2020/5/26	●地滑り及び土石流に対する施設の設計方針について説明を求めている。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	不法な侵入(第7条)		④	2019/2/5	
	内部火災(第8条)		③ ⇒ ④	2020/6/16	
	内部溢水(第9条)		④	2019/10/29	
	誤操作の防止(第10条)		④	2019/6/27	
	安全避難通路(第11条)		④	2019/2/5	
	安全施設(第12条)		④	2020/6/16	
	全交流電源喪失(第14条)		④	2019/6/27	
	SFP(第16条、23条)		④	2020/6/16	
	RCPB(第17条)		④	2019/2/5	
	安全保護回路(第24条)		④	2019/11/30	
	原子炉制御室(第26条)		③	2020/3/19	●先行プラントの対策と大きな差がなく、現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。
	放射性廃棄物処理施設(第27条)		④	2019/7/25	
	監視設備(第31条)		③	2020/2/6	●先行プラントの対策と大きな差がなく、現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。
	保安電源(第33条)		④	2019/3/14	
	緊急時対策所(第34条)		③ ⇒ ④	2020/3/5	●先行プラントの対策と大きな差がなく、現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。
	通信連絡設備(第35条)		③ ⇒ ④	2020/3/5	

※ ①審査に未着手(赤色)、 ②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、 ③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、 ④概ね審査済み(灰色)
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくると、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第28～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
(注3)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目				ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点
有効性評価（37条）	PRA	Lv 1		③⇒④	2020/6/9	
		Lv 1.5		③⇒④		
		停止時		③⇒④		
		地震		③⇒④		
		津波		③⇒④		
	事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス		③⇒④			
	解析コード		③⇒④	2015/10/15		
	限界温度、限界圧力		③⇒④	2019/12/10		
	炉心	高圧・低圧注水機能喪失		③⇒④	2020/6/9	
		高圧注水・減圧機能喪失		③⇒④		
		全交流動力電源喪失		③⇒④		
		崩壊熱除去機能喪失		③⇒④		
		原子炉停止機能喪失		③⇒④		
		LOCA時注水機能喪失		③⇒④		
		格納容器バイパス (ISLOCA)		③⇒④		
	CV	過圧・過温破損		③⇒④	2020/4/28	
		DCH		③⇒④		
		FCI		③⇒④		
		MCCI		③⇒④		
		水素燃焼		③⇒④		
	SFP	想定事故1		③⇒④		
		想定事故2		③⇒④		
	停止時	崩壊熱除去機能喪失		③⇒④		
		全交流動力電源喪失		③⇒④		
		原子炉冷却材の流出		③⇒④		
		反応度誤投入		③⇒④		
設備・技術的能力	1.0	43条	共通	②	2020/5/18	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。今後、事業者から アクセスルート(土石流発生時の海水取水の判断基準等) 等について説明を受け、内容を確認していく。
	1.1	44条	ATWS	③⇒④	2020/6/9	
	1.2	45条	高圧時冷却	③⇒④		
	1.3	46条	減圧	③⇒④		
	1.4	47条	低圧時冷却	③⇒④		
	1.5	48条	最終ヒートシンク	③⇒④		
	1.6	49条	CV冷却	③⇒④		
	1.7	50条	CV過圧破損防止	③⇒④	2020/6/30	
	1.8	51条	CV下部注水	③⇒④	2020/4/28	
	1.9	52条	CV水素対策	③⇒④		
	1.10	53条	RB水素対策	③⇒④	2020/6/30	
	1.11	54条	SFP	②	2020/4/28	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。今後大規模損壊の審査と併せて、設備・手順等の妥当性について確認していく。
	1.12	55条	建屋外RI抑制	①	-	●今後、大規模損壊の審査と併せて、設備・手順等の妥当性について確認していく。
	1.13	56条	水源	③⇒④	2020/6/9	
	1.14	57条	電源	③⇒④		
	1.15	58条	計装	③⇒④		
	1.16	59条	原子炉制御室	③	2020/6/30	●中央制御室の居住性(ブルーム通過時の換気空調系の運用)等について説明を求めている。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	1.17	60条	監視測定	③	2020/6/30	● 可搬型モニタリングポストの代替測定場所への設置判断基準について説明を求めている。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	1.18	61条	緊急時対策所	③⇒④	2020/6/30	●先行プラントの対策と大きな差がなく、現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。
	1.19	62条	通信連絡	③⇒④	2020/6/30	
	2		大規模損壊	①	-	●有効性評価及び設備・技術的能力(本審査項目を除く。)の審査が概ね終了した後に、事業者から説明がなされる予定。
共通	地質(第38条)		④	2016/1/15		
	地震動(第38、39条)		②	2020/6/19	●地震動(第3、4条)を参照。	
	津波(第40条)		③	2020/5/26	●津波(第5条)を参照。	
	火災(第41条)		③	2020/3/26	●先行プラントの対策と大きな差がなく、現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。	

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第28～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
(注3)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

中国電力(株)島根原子力発電所3号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和2年6月30日時点】

審査項目			ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点
設計基準対象施設関係	地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	①	-	●事業者の意向を踏まえ、地震動評価、津波影響評価、火山影響評価については、島根2号の知見を反映して審査を行う。
		敷地周辺の地質・地質構造	①	-	
	地震動 (第3、4条)	地下構造	①	-	
		震源を特定して策定する地震動	①	-	
		震源を特定せず策定する地震動	①	-	
		基準地震動	①	-	
		地盤・斜面の安定性	①	-	
	耐震設計方針	①	-	●事業者の意向を踏まえ、島根2号の審査を優先している。	
	津波(第5条)	地震による津波	①	-	●事業者の意向を踏まえ、地震動評価、津波影響評価、火山影響評価については、島根2号の知見を反映して審査を行う。
		地震以外による津波	①	-	
		基準津波	①	-	
		耐津波設計方針	①	-	●事業者の意向を踏まえ、島根2号の審査を優先している。
	竜巻(第6条)		①	-	
	火山事象 (第6条)	火山事象	①	-	●事業者の意向を踏まえ、地震動評価、津波影響評価、火山影響評価については、島根2号の知見を反映して審査を行う。
		火山事象に対する設計方針	①	-	
	外部火災(第6条)		①	-	●事業者の意向を踏まえ、島根2号の審査を優先している。
	その他自然現象と人為事象(第6条)		①	-	
	不法な侵入(第7条)		①	-	
	内部火災(第8条)		①	-	
	内部溢水(第9条)		①	-	
	誤操作の防止(第10条)		①	-	
	安全避難通路(第11条)		①	-	
	安全施設(第12条)		①	-	
	全交流電源喪失(第14条)		①	-	
	SFP(第16条、23条)		①	-	
	RCPB(第17条)		①	-	
	安全保護回路(第24条)		①	-	
	原子炉制御室(第26条)		①	-	
	監視設備(第31条)		①	-	
	保安電源(第33条)		①	-	
	緊急時対策所(第34条)		①	-	
通信連絡設備(第35条)		①	-		

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目				ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点	
重大事故等対処施設関係	有効性評価（３７条）	PRA	Lv １	①	-		
			Lv １. 5	①			
			停止時	①			
			地震	①			
			津波	①			
		事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス			①		
		解析コード			①		-
		限界温度、限界圧力			①		-
		炉心	高圧・低圧注水機能喪失	①	-		
			高圧注水・減圧機能喪失	①			
			全交流動力電源喪失	①			
			崩壊熱除去機能喪失	①			
			原子炉停止機能喪失	①			
			LOCA時注水機能喪失	①			
			格納容器バイパス (ISLOCA)	①			
		CV	過圧・過温破損	①	-		
			DCH	①	-		
			FCI	①			
			MCCI	①			
			水素燃焼	①	-		
		SFP	想定事故1	①	-		
			想定事故2	①			
		停止時	崩壊熱除去機能喪失	①	-		●事業者の意向を踏まえ、島根2号の審査を優先している。
			全交流動力電源喪失	①			
			原子炉冷却材の流出	①			
			反応度誤投入	①			
	設備・技術的能力	1.0	43条	共通	①	-	
		1.1	44条	ATWS	①	-	
		1.2	45条	高圧時冷却	①		
		1.3	46条	減圧	①		
		1.4	47条	低圧時冷却	①		
		1.5	48条	最終ヒートシンク	①		
		1.6	49条	CV冷却	①	-	
		1.7	50条	CV過圧破損防止	①	-	
		1.8	51条	CV下部注水	①	-	
		1.9	52条	CV水素対策	①	-	
		1.10	53条	RB水素対策	①	-	
		1.11	54条	SFP	①	-	
		1.12	55条	建屋外RI抑制	①	-	
		1.13	56条	水源	①	-	
		1.14	57条	電源	①	-	
		1.15	58条	計装	①	-	
		1.16	59条	原子炉制御室	①	-	
		1.17	60条	監視測定	①	-	
		1.18	61条	緊急時対策所	①	-	
		1.19	62条	通信連絡	①	-	
	2		大規模損壊	①	-		
	共通	地質(第38条)		①	-	●事業者の意向を踏まえ、地震動評価、津波影響評価、火山影響評価については、島根2号の知見を反映して審査を行う。	
		地震動(第38、39条)		①	-	●事業者の意向を踏まえ、島根2号の審査を優先している。	
		津波(第40条)		①	-		
		火災(第41条)		①	-		

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)
 (注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
 (注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
 (注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
 (注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

中部電力(株)浜岡原子力発電所4号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和2年6月30日時点】

審査項目			ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点
設計基準対象施設関係	地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	③	2019/12/20	●事業者は敷地内断層について、規模が大きく連続性の良いEW系正断層(H断層系)による活動性評価により、敷地内断層すべての断層の活動性評価を代表させることが可能(H断層系が敷地内断層のうち最も活動性の新しい断層であるかどうか)としているが、その評価内容について、引き続き確認していく。 ●事業者はH断層系については、いずれのH断層であっても、その活動性評価の代表となり得る(すべてのH断層が同じ時期に活動したものであり、その活動性評価においてはどの断層で評価しても良い)としているが、その評価内容について、引き続き確認していく。
		敷地周辺の地質・地質構造	④	2018/8/3	
	地震動 (第3、4条)	地下構造	④	2015/2/13	
		震源を特定して策定する地震動	②	2020/2/28	●内陸地殻内地震、海洋プレート内地震及びプレート間地震の地震動評価(顕著な増幅なし)を踏まえた上で、敷地内に地震動の顕著な増幅が見られる領域が存在しているため、地震動の顕著な増幅を考慮する際の反映方法の考え方及びその設定の妥当性について説明を求めている。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
		震源を特定せず策定する地震動	①	－	
		基準地震動	①	－	●免震構造等、長周期の地震応答が卓越する施設等について、基準地震動(長周期地震動)を別途策定する必要性の有無について説明を求めている。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
		地盤・斜面の安定性	①	－	
		耐震設計方針	①	－	
	津波(第5条)	地震による津波	②	2019/5/24	●事業者はプレート間地震による津波評価において、内閣府(2012)による波源モデルに基づき波源モデルを設定しているが、不確かさを考慮した波源モデルの設定においては、内閣府(2012)の設定しているライスタイム60sまで考慮したパラメータスタディを実施していない。これに対し、津波シミュレーションのパラメータスタディにおける各種パラメータの設定範囲に関する事業者の考え方と評価の妥当性について説明を求めている。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 ●プレート間地震以外による地震の津波評価については、その評価の妥当性について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
		地震以外による津波	③	2020/5/21	●事業者による火山現象の津波影響評価において、過去の噴火規模に関する情報が不足している海底火山による津波については、評価方針も含めてその影響評価について説明を求めている。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
		基準津波	①		●地震による津波及び地震以外の要因による津波の審査が概ね終了した後に、両者の組合せによる評価の妥当性について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
		耐津波設計方針	①	－	
	竜巻(第6条)		②	2015/4/9	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。
	火山事象 (第6条)	火山事象	①	－	
		火山事象に対する設計方針	①	－	
	外部火災(第6条)		②	2015/3/19	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。
	その他自然現象と人為事象(第6条)		②	2015/7/9	
	不法な侵入(第7条)		①	－	
	内部火災(第8条)		②	2015/8/6	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。
	内部溢水(第9条)		②	2015/5/21	
	誤操作の防止(第10条)		②	2015/6/2	
	安全避難通路(第11条)		②	2015/6/2	
	安全施設(第12条)		②	2015/4/21	
	全交流電源喪失(第14条)		①	－	
	SFP(第16条、23条)		①	－	
	RCPB(第17条)		②	2015/2/24	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。
	安全保護回路(第24条)		②	2015/6/2	
	原子炉制御室(第26条)		②	2015/6/11	
	監視設備(第31条)		②	2015/4/2	
	保安電源(第33条)		①	－	
	緊急時対策所(第34条)		②	2015/3/24	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。
	通信連絡設備(第35条)		②	2015/3/24	

※ ①審査に未着手(赤色)、 ②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、 ③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、 ④概ね審査済み(灰色)
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくこと、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目				ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点	
重大事故等 対処施設関係	有効性 評価 （37条）	PRA	Lv 1	②	2015/7/2	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。	
			Lv 1.5	②			
			停止時	②			
			地震	②			
			津波	②			
		事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス			②		
		解析コード			③	2015/10/15	●先行プラントの説明内容と大きな差がなく、現時点において論点はない。引き続き、事実確認等について確認していく。
		限界温度、限界圧力			②	2015/3/3	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。
		炉心	高圧・低圧注水機能喪失	②	2016/7/12		
			高圧注水・減圧機能喪失	②			
			全交流動力電源喪失	②			
			崩壊熱除去機能喪失	②			
			原子炉停止機能喪失	②			
			LOCA時注水機能喪失	②			
	格納容器バイパス (ISLOCA)		②				
	CV	過圧・過温破損	②	2016/9/15			
		DCH	②	2015/3/10			
		FCI	②				
		MCCI	②				
		SFP	水素燃焼	②	2015/3/10		
	想定事故1		②	2015/3/17			
	想定事故2	②					
	停止時	崩壊熱除去機能喪失	②	2015/3/17			
		全交流動力電源喪失	②				
		原子炉冷却材の流出	②				
		反応度誤投入	②				
	設備・ 技術的 能力	1.0	43条	共通	②	2015/7/23	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。今後、有効性評価の審査と併せて、設備・手順等の妥当性を確認していく。
		1.1	44条	ATWS	①	—	
		1.2	45条	高圧時冷却	①		
		1.3	46条	減圧	①		
		1.4	47条	低圧時冷却	①		
		1.5	48条	最終ヒートシンク	①		
		1.6	49条	CV冷却	①	—	
		1.7	50条	CV過圧破損防止	②	2015/7/21	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。今後、有効性評価の審査と併せて、設備・手順等の妥当性を確認していく。
		1.8	51条	CV下部注水	①	—	
		1.9	52条	CV水素対策	①	—	
		1.10	53条	RB水素対策	②	2015/8/4	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。今後、有効性評価の審査と併せて、設備・手順等の妥当性を確認していく。
		1.11	54条	SFP	①	—	
		1.12	55条	建屋外RI抑制	①	—	
		1.13	56条	水源	①	—	
		1.14	57条	電源	①	—	
		1.15	58条	計装	①	—	
		1.16	59条	原子炉制御室	②	2015/6/11	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。今後、有効性評価の審査と併せて、設備・手順等の妥当性を確認していく。
		1.17	60条	監視測定	②	2015/4/2	
		1.18	61条	緊急時対策所	②	2015/3/24	
		1.19	62条	通信連絡	②	2015/3/24	
	2		大規模損壊	①	—		
	共通	地質(第38条)			③	2019/12/20	●地質(第3、4条) 敷地の地質・地質構造を参照。
		地震動(第38、39条)			①	2020/2/28	●地震動(第3、4条)を参照。
		津波(第40条)			②	2020/5/21	●津波(第5条)を参照。
		火災(第41条)			①	—	

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

中部電力(株)浜岡原子力発電所3号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和2年6月30日時点】

審査項目			ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点
設計基準対象施設関係	地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	③	2019/12/20	●事業者は敷地内断層について、規模が大きく連続性の良いEW系正断層(H断層系)による活動性評価により、敷地内断層すべての断層の活動性評価を代表させることが可能(H断層系が敷地内断層のうち最も活動性の新しい断層であるかどうか)としているが、その評価内容について、引き続き確認していく。 ●事業者はH断層系については、いずれのH断層であっても、その活動性評価の代表となり得る(すべてのH断層が同じ時期に活動したものであり、その活動性評価においてはどの断層で評価しても良い)としているが、その評価内容について、引き続き確認していく。
		敷地周辺の地質・地質構造	④	2018/8/3	
	地震動 (第3、4条)	地下構造	④	2015/2/13	
		震源を特定して策定する地震動	②	2020/2/28	●内陸地殻内地震、海洋プレート内地震及びプレート間地震の地震動評価(顕著な増幅なし)を踏まえた上で、敷地内に地震動の顕著な増幅が見られる領域が存在しているため、地震動の顕著な増幅を考慮する際の反映方法の考え方及びその設定の妥当性について説明を求めている。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
		震源を特定せず策定する地震動	①	—	
		基準地震動	①	—	●免震構造等、長周期の地震応答が卓越する施設等について、基準地震動(長周期地震動)を別途策定する必要性の有無について説明を求めている。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
		地盤・斜面の安定性	①	—	
		耐震設計方針	①	—	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 事業者の意向を踏まえ、浜岡4号を優先して審査を実施中
	津波(第5条)	地震による津波	②	2019/5/24	●事業者はプレート間地震による津波評価において、内閣府(2012)による波源モデルに基づき波源モデルを設定しているが、不確かさを考慮した波源モデルの設定においては、内閣府(2012)の設定しているライズタイム60sまで考慮したパラメータスタディを実施していない。これに対し、津波シミュレーションのパラメータスタディにおける各種パラメータの設定範囲に関する事業者の考え方と評価の妥当性について説明を求めている。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 ●プレート間地震以外による地震の津波評価については、その評価の妥当性について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
		地震以外による津波	③	2020/5/21	●事業者による火山現象の津波影響評価において、過去の噴火規模に関する情報が不足している海底火山による津波については、評価方針も含めてその影響評価について説明を求めている。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
		基準津波	①		●地震による津波及び地震以外の要因による津波の審査が概ね終了した後に、両者の組合せによる評価の妥当性について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
		耐津波設計方針	①	—	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 事業者の意向を踏まえ、浜岡4号を優先して審査を実施中
		竜巻(第6条)	①	—	
	火山事象 (第6条)	火山事象	①	—	
		火山事象に対する設計方針	①	—	
	外部火災(第6条)		①	—	
	その他自然現象と人為事象(第6条)		①	—	
	不法な侵入(第7条)		①	—	
	内部火災(第8条)		①	—	
	内部溢水(第9条)		①	—	
	誤操作の防止(第10条)		①	—	
	安全避難通路(第11条)		①	—	
	安全施設(第12条)		①	—	
	全交流電源喪失(第14条)		①	—	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 事業者の意向を踏まえ、浜岡4号を優先して審査を実施中
	SFP(第16条、23条)		①	—	
	RCPB(第17条)		①	—	
	安全保護回路(第24条)		①	—	
	原子炉制御室(第26条)		①	—	
	監視設備(第31条)		①	—	
	保安電源(第33条)		①	—	
	緊急時対策所(第34条)		①	—	
	通信連絡設備(第35条)		①	—	

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくこと、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目				ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点	
重大事故等 対処施設関係	有効性評価 （３７条）	PRA	Lv １	①	－	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 事業者の意向を踏まえ、浜岡４号を優先して審査を実施中	
			Lv １. ５	①			
			停止時	①			
			地震	①			
			津波	①			
		事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス			①		
		解析コード			①		－
		限界温度、限界圧力			①		－
		炉心	高圧・低圧注水機能喪失	①	－		
			高圧注水・減圧機能喪失	①			
			全交流動力電源喪失	①			
			崩壊熱除去機能喪失	①			
			原子炉停止機能喪失	①			
			LOCA時注水機能喪失	①			
			格納容器バイパス (ISLOCA)	①			
		CV	過圧・過温破損	①	－		
			DCH	①	－		
			FCI	①			
			MCCI	①			
			水素燃焼	①	－		
		SFP	想定事故１	①	－		
			想定事故２	①			
		停止時	崩壊熱除去機能喪失	①	－		
			全交流動力電源喪失	①			
			原子炉冷却材の流出	①			
			反応度誤投入	①			
	設備・技術的能力	1.0	43条	共通	①		－
		1.1	44条	ATWS	①		－
		1.2	45条	高圧時冷却	①		
		1.3	46条	減圧	①		
		1.4	47条	低圧時冷却	①		
		1.5	48条	最終ヒートシンク	①		
		1.6	49条	CV冷却	①		－
		1.7	50条	CV過圧破損防止	①		－
		1.8	51条	CV下部注水	①		－
		1.9	52条	CV水素対策	①		－
		1.10	53条	RB水素対策	①		－
		1.11	54条	SFP	①		－
		1.12	55条	建屋外RI抑制	①		－
		1.13	56条	水源	①		－
		1.14	57条	電源	①		－
		1.15	58条	計装	①		－
		1.16	59条	原子炉制御室	①		－
		1.17	60条	監視測定	①		－
		1.18	61条	緊急時対策所	①		－
		1.19	62条	通信連絡	①		－
		2		大規模損壊	①		－
	共通	地質（第38条）		③	2019/12/20		●地質（第3、4条） 敷地の地質・地質構造を参照。
		地震動（第38、39条）		①	2020/2/28		●地震動（第3、4条）を参照。
		津波（第40条）		②	2020/5/21		●津波（第5条）を参照。
		火災（第41条）		①	－		●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 事業者の意向を踏まえ、浜岡４号を優先して審査を実施中

※ ①審査に未着手(赤色)、 ②一部説明聴取済＆コメント回答の審査中(黄色)、 ③一通り説明聴取済＆コメント回答の審査中(緑色)、 ④概ね審査済み(灰色)
 (注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくると、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
 (注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
 (注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
 (注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

東北電力(株)東通原子力発電所1号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和2年6月30日時点】

審査項目		ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点	
設計基準対象施設関係	地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	④	2018/5/18	●事業者は、重要施設直下の断層以外の敷地内～敷地近傍の断層については、その活動性評価について、「一切山東方断層」を代表とし、当該断層は、地球物理学的調査の結果、地下深部には連続しないことを根拠に、「震源断層には該当しない」と説明している。事業者は説明性向上のため、ボーリング調査等の追加調査を平成31年3月から令和元年10月まで実施した。令和2年3月の審査会合において、当該追加調査の結果について審議し、地下深部の反射断面図等の詳細データにより、敷地～敷地近傍の断層が地下深部に連続しないことを明確にするよう求めた。 ●次回会合では、これらの事項に加え、これまで未回答のコメントを含めて震源断層の評価にかかる説明を受け、その内容を確認する予定。
		敷地周辺の地質・地質構造	③	2020/3/27	
	地震動 (第3、4条)	地下構造	③ ⇒ ④	2020/6/4	
		震源を特定して策定する地震動	②	2019/6/7	●プレート間地震及び海洋プレート内地震の地震動評価の審査に着手する予定。 ●内陸地殻内地震については、「敷地周辺の地質・地質構造」が審査中であることから、当該審査項目が審査了となった段階で本格的な審査に着手する予定。
		震源を特定せず策定する地震動	①	－	
		基準地震動	①	－	
		地盤・斜面の安定性	①	－	
		耐震設計方針	①	－	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
	津波(第5条)	地震による津波	②	2019/6/7	●事業者は、敷地に大きな影響を及ぼす津波波源として、プレート間地震に伴う津波である「十勝沖・根室沖から岩手県沖北部の運動型地震」を設定している。これに対し、その波源モデル設定の妥当性(パラメータ設定、不確かさの考慮)、及び近隣施設と同一の波源に対する波源モデル設定の考え方について説明を求めている。事業者から、これまでの説明に用いた波源モデルの位置付けを再検討したいとの意向があり、今後、その内容を確認していく。 ●内閣府が公表した、日本海溝・千島海溝沿いの最大クラスの地震・津波断層モデルの想定に係る津波評価について、今後、事業者から説明を受け、その内容を確認していく。
		地震以外による津波	③	2016/8/26	●事業者の海底地すべりに伴う津波の検討において、日本海溝沿いやハワイ諸島付近の地すべり等を踏まえた評価が不足している。今後、事業者から説明を受け、これらの知見を反映した検討内容について確認していく。
		基準津波	①	－	
		耐津波設計方針	①	－	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
		竜巻(第6条)	①	－	
	火山事象 (第6条)	火山事象	①	－	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
		火山事象に対する設計方針	①	－	
	外部火災(第6条)		①	－	
	その他自然現象と人為事象(第6条)		①	－	
	不法な侵入(第7条)		①	－	
	内部火災(第8条)		①	－	
	内部溢水(第9条)		①	－	
	誤操作の防止(第10条)		①	－	
	安全避難通路(第11条)		①	－	
	安全施設(第12条)		①	－	
	全交流電源喪失(第14条)		①	－	
	SFP(第16条、23条)		①	－	
	RCPB(第17条)		①	－	
	安全保護回路(第24条)		①	－	
	原子炉制御室(第26条)		①	－	
	監視設備(第31条)		①	－	
	保安電源(第33条)		①	－	
	緊急時対策所(第34条)		①	－	
	通信連絡設備(第35条)		①	－	

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくると、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目				ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点	
重大事故等 対処施設関係	有効性評価 （３７条）	PRA	Lv １	①	－		
			Lv １. ５	①			
			停止時	①			
			地震	①			
			津波	①			
		事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス			①		
		解析コード			①		－
		限界温度、限界圧力			①		－
		炉心	高圧・低圧注水機能喪失	①	－		
			高圧注水・減圧機能喪失	①			
			全交流動力電源喪失	①			
			崩壊熱除去機能喪失	①			
			原子炉停止機能喪失	①			
			LOCA時注水機能喪失	①			
			格納容器バイパス (ISLOCA)	①			
		CV	過圧・過温破損	①	－		
			DCH	①	－		
			FCI	①	－		
			MCCI	①	－		
			水素燃焼	①	－		
		SFP	想定事故1	①	－		
			想定事故2	①	－		
		停止時	崩壊熱除去機能喪失	①	－		
			全交流動力電源喪失	①	－		
			原子炉冷却材の流出	①	－		
			反応度誤投入	①	－		
	設備・技術的能力	1.0	43条	共通	①	－	
		1.1	44条	ATWS	①	－	
		1.2	45条	高圧時冷却	①	－	
		1.3	46条	減圧	①	－	
		1.4	47条	低圧時冷却	①	－	
		1.5	48条	最終ヒートシンク	①	－	
		1.6	49条	CV冷却	①	－	
		1.7	50条	CV過圧破損防止 (FCVS)	①	－	
		1.8	51条	CV下部注水	①	－	
		1.9	52条	CV水素対策	①	－	
		1.10	53条	RB水素対策	①	－	
		1.11	54条	SFP	①	－	
		1.12	55条	建屋外RI抑制	①	－	
		1.13	56条	水源	①	－	
		1.14	57条	電源	①	－	
		1.15	58条	計装	①	－	
		1.16	59条	原子炉制御室	①	－	
		1.17	60条	監視測定	①	－	
		1.18	61条	緊急時対策所	①	－	
		1.19	62条	通信連絡	①	－	
	2		大規模損壊	①	－		
	共通	地質 (第38条)			④	2018/5/18	
		地震動 (第38、39条)			①	2020/6/4	●地震動 (第3、4条)を参照。
		津波 (第40条)			②	2019/6/7	●津波 (第5条)を参照。
		火災 (第41条)			①	－	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示

※ ①審査に未着手 (赤色)、 ②一部説明聴取済 & コメント回答の審査中 (黄色)、 ③一通り説明聴取済 & コメント回答の審査中 (緑色)、 ④概ね審査済み (灰色)
 (注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
 (注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
 (注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
 (注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

北陸電力(株)志賀原子力発電所2号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和2年6月30日時点】

審査項目			ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点
設計基準 対象施設 関係	地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	②	2020/3/13	●事業者は、敷地内断層について9本の断層を活動性の評価対象断層として選定しており、このうち、海岸部においては、3本の断層を評価対象断層としている。これに対して、取水路との位置関係を適正に考慮できていないと考えられる断層があることから、再整理を行ったうえで評価対象断層の選定結果を説明することを求めている。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 ●既に選定された9本の断層については、活動性評価の説明を求めている。事業者は、上載地層を用いた評価及び断層最新面と鉱物脈との交差関係により活動性評価を行う方針としていることから、上載地層の年代等の評価の妥当性、鉱物脈の形成環境・形成時期等の評価の妥当性について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
		敷地周辺の地質・地質構造	②	2017/12/8	●敷地内の断層の活動性評価に関連する敷地近傍及び能登半島の西岸の地形、地質・地質構造について審査中。海岸部の地殻変動地形と断層の関係を踏まえ、震源として考慮する活断層の選定と活動性評価の妥当性について説明を求めている。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	地震動 (第3、4条)	地下構造	①	－	
		震源を特定して策定する地震動	①	－	
		震源を特定せず策定する地震動	①	－	
		基準地震動	①	－	
		地盤・斜面の安定性	①	－	
		耐震設計方針	①	－	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
	津波(第5条)	地震による津波	①	－	
		地震以外による津波	①	－	
		基準津波	①	－	
		耐津波設計方針	①	－	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
	竜巻(第6条)		①	－	
	火山事象 (第6条)	火山事象	①	－	
		火山事象に対する設計方針	①	－	
	外部火災(第6条)		①	－	
	その他自然現象と人為事象(第6条)		①	－	
	不法な侵入(第7条)		①	－	
	内部火災(第8条)		①	－	
	内部溢水(第9条)		①	－	
	誤操作の防止(第10条)		①	－	
	安全避難通路(第11条)		①	－	
	安全施設(第12条)		①	－	
	全交流電源喪失(第14条)		①	－	
	SFP(第16条、23条)		①	－	
	RCPB(第17条)		①	－	
	安全保護回路(第24条)		①	－	
	原子炉制御室(第26条)		①	－	
	監視設備(第31条)		①	－	
	保安電源(第33条)		①	－	
	緊急時対策所(第34条)		①	－	
	通信連絡設備(第35条)		①	－	
					●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示

※ ①審査に未着手(赤色)、 ②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、 ③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、 ④概ね審査済み(灰色)
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目				ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点
重大事故等対処施設関係	有効性評価（37条）	PRA	Lv 1	①	－	
			Lv 1.5	①		
			停止時	①		
			地震	①		
			津波	①		
		事故シナエンスグループ及び重要事故シナエンス		①		
		解析コード		①	－	
		限界温度、限界圧力		①	－	
		炉心	高圧・低圧注水機能喪失	①	－	
			高圧注水・減圧機能喪失	①	－	
			全交流動力力電源喪失	①	－	
			崩壊熱除去機能喪失	①	－	
			原子炉停止機能喪失	①	－	
			LOCA時注水機能喪失	①	－	
			格納容器バイパス (ISLOCA)	①	－	
		CV	過圧・過温破損	①	－	
			DCH	①	－	
			FCI	①	－	
			MCCI	①	－	
			水素燃焼	①	－	
		SFP	想定事故1	①	－	
			想定事故2	①	－	
		停止時	崩壊熱除去機能喪失	①	－	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
			全交流動力力電源喪失	①	－	
			原子炉冷却材の流出	①	－	
			反応度誤投入	①	－	
	設備・技術的能力	1.0	43条	共通	①	－
		1.1	44条	ATWS	①	－
		1.2	45条	高圧時冷却	①	－
		1.3	46条	減圧	①	－
		1.4	47条	低圧時冷却	①	－
		1.5	48条	最終ヒートシンク	①	－
		1.6	49条	CV冷却	①	－
		1.7	50条	CV過圧破損防止	①	－
		1.8	51条	CV下部注水	①	－
		1.9	52条	CV水素対策	①	－
		1.10	53条	RB水素対策	①	－
		1.11	54条	SFP	①	－
		1.12	55条	建屋外RI抑制	①	－
		1.13	56条	水源	①	－
		1.14	57条	電源	①	－
		1.15	58条	計装	①	－
		1.16	59条	原子炉制御室	①	－
		1.17	60条	監視測定	①	－
		1.18	61条	緊急時対策所	①	－
		1.19	62条	通信連絡	①	－
		2		大規模損壊	①	－
	共通	地質(第38条)		②	2020/3/13	●地質(第3、4条)敷地の地質・地質構造を参照。
		地震動(第38、39条)		①	－	●地震動(第3、4条)を参照。
		津波(第40条)		①	－	●津波(第5条)を参照。
		火災(第41条)		①	－	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

電源開発(株)大間原子力発電所設置変更許可申請※¹(本体施設)に係る審査状況【令和2年6月30日時点】

審査項目			ステイタス※ ²	直近の審査会合	現時点における主な論点
設計基準対象施設関係	地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	③	2020/5/21	●事業者が区分した敷地西側海域のdF断層系の活動性について、事業者は敷地内のdF断層系と同一の断層系であり活動性も同一としていることに関して、海域のdF断層系が敷地内のdF断層系の特徴である南側落ちの正断層センスの断層であることを、鍵層の認定・対比や変位等により示すよう求めている。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 ●事業者が後期更新世以降に強風化した岩盤の膨張によって生じたとしている変状について、形成要因(プロセス)の具体的なエビデンスの提示を指示するとともに、それらの妥当性について更なる説明を求めている。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
		敷地周辺の地質・地質構造	③	2020/4/16	●令和元年6月の審査会合において、事業者から、敷地及び敷地周辺で確認されるsF-1断層の活動性評価について、反射法地震探査の結果により、地下深部への連続性が認められず、「震源として考慮する活断層」には該当しないとの説明があった。これに対して、このような一定の規模を有する断層が深度200m程度で無くなることについて疑問があり、更なる検討を指示したところ、令和2年4月の審査会合において、事業者から、鉱物脈法を用いた説明がなされ、鉱物(フリブサイト)が当該断層を横断しており、当該鉱物が貫入した時期は後期更新世より十分に古いとの説明があった。これに対して、評価に用いた鉱物は低温環境で生成されるものであり、その貫入時期については不確定要素があるとして、sF-1断層の活動性評価については、改めて総合的に整理するよう求めている。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 ●令和元年12月の審査会合において、敷地周辺で確認される「下北半島西部の隆起」を説明するための「敷地北側海域の断層(F-14断層)を起点として事業者が想定した仮想的な断層」について、特にその走向について改めて検討するよう求めている。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	地震動 (第3、4条)	地下構造	③	2020/1/17	●敷地の地下構造は概ね水平成層構造としていることの妥当性、敷地周辺の地震観測記録に基づく地震波の到来方向別の増幅特性の検討、解放基盤表面の設定の考え方等について説明がなされた。これに対して、以下の点について説明するよう指摘した。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 ・Vs=700m/sに満たない深度に解放基盤表面を設定していることの妥当性 ・浅部及び深部の地震計記録で、特定周期(0.5秒～1秒)における浅部と深部の応答スペクトル比が2倍程度となることの理由 ・設定した解放基盤表面の深さと地震動特性を評価する深さ(解放基盤表面相当)が異なることの妥当性
		震源を特定して策定する地震動	①	—	
		震源を特定せず策定する地震動	①	—	
		基準地震動	①	—	
		地盤・斜面の安定性	①	—	
		耐震設計方針	①	—	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
	津波(第5条)	地震による津波	③	2020/6/19	●「日本海東縁部に想定される地震に伴う津波」の敷地への影響を評価するにあたり、当該津波設定時の各種パラメータ(防潮堤の有無等)が評価結果にどのように影響するかについての検討が不十分であったため、更なる検討を指示した。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 ●内閣府が公表した、日本海溝・千島海溝沿いの最大クラスの地震・津波断層モデルの想定に係る津波評価について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
		地震以外による津波	④	2018/6/8	
		基準津波	①	—	
		耐津波設計方針	①	—	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
	竜巻(第6条)		①	—	
	火山事象 (第6条)	火山事象	①	—	
		火山事象に対する設計方針	①	—	
	外部火災(第6条)		①	—	
	その他自然現象と人為事象(第6条)		①	—	
	不法な侵入(第7条)		①	—	
	内部火災(第8条)		①	—	
	内部溢水(第9条)		①	—	
	誤操作の防止(第10条)		①	—	
	安全避難通路(第11条)		①	—	
	安全施設(第12条)		①	—	
	全交流電源喪失(第14条)		①	—	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
	SFP(第16条、23条)		①	—	
	RCPB(第17条)		①	—	
	安全保護回路(第24条)		①	—	
	原子炉制御室(第26条)		①	—	
	監視設備(第31条)		①	—	
	保安電源(第33条)		①	—	
	緊急時対策所(第34条)		①	—	
	通信連絡設備(第35条)		①	—	

※1 平成26年12月16日付け大間原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請(本体施設と特定重大事故等対処施設をあわせて申請)
※2 ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目				ステイタス※2	直近の審査会合	現時点における主な論点		
重大事故等 対処施設関係	有効性評価 （37条）	PRA	Lv 1		①	—	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示	
			Lv 1.5		①			
			停止時		①			
			地震		①			
			津波		①			
		事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス			①	—		
		解析コード			①			
		限界温度、限界圧力			①			
		炉心	高圧・低圧注水機能喪失		①	—		
			高圧注水・減圧機能喪失		①			
			全交流動力電源喪失		①			
			崩壊熱除去機能喪失		①			
			原子炉停止機能喪失		①			
			LOCA時注水機能喪失		①			
			格納容器バイパス (ISLOCA)		①			
		CV	過圧・過温破損		①	—		
			DCH		①	—		
			FCI		①			
			MCCI		①			
			水素燃焼		①	—		
		SFP	想定事故1		①	—		
			想定事故2		①			
		停止時	崩壊熱除去機能喪失		①	—		
			全交流動力電源喪失		①			
			原子炉冷却材の流出		①			
			反応度誤投入		①			
	設備・技術的能力	1.0	43条	共通		①		—
		1.1	44条	ATWS		①		—
		1.2	45条	高圧時冷却		①		
		1.3	46条	減圧		①		
		1.4	47条	低圧時冷却		①		
		1.5	48条	最終ヒートシンク		①		
		1.6	49条	CV冷却		①		—
		1.7	50条	CV過圧破損防止		①		—
		1.8	51条	CV下部注水		①		—
		1.9	52条	CV水素対策		①		—
		1.10	53条	RB水素対策		①		—
		1.11	54条	SFP		①		—
		1.12	55条	建屋外RI抑制		①		—
		1.13	56条	水源		①		—
		1.14	57条	電源		①		—
		1.15	58条	計装		①		—
		1.16	59条	原子炉制御室		①		—
		1.17	60条	監視測定		①		—
		1.18	61条	緊急時対策所		①		—
		1.19	62条	通信連絡		①		—
		2		大規模損壊		①		—
	共通	地質(第38条)			③	2020/5/21		●地質(第3、4条)を参照。
		地震動(第38、39条)			①	—		●地震動(第3、4条)を参照。
		津波(第40条)			②	2020/6/19		●津波(第5条)を参照。
		火災(第41条)			①	—		●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示

※1 平成26年12月16日付け大間原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請(本体施設と特定重大事故等対処施設をあわせて申請)
※2 ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審查進捗状況表

日本原子力発電(株)敦賀原子力発電所2号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和2年6月30日時点】

審査項目		ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点	
設計基準対象施設関係	地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	②	2020/6/4	●K断層の重要施設直下への連続性の評価に係る審査の過程において、評価の妥当性を確認するためのボーリング柱状図の記載が説明がなく削除・変更されていることが確認された。これに対して、ボーリング柱状図の元データを提出し、これまでの柱状図の変遷を整理した上で、資料の削除・変更を行った経緯、その考え方と今後改めるべき点について説明を求めた。令和2年6月の審査会合において、事業者から、ボーリング柱状図の元データとなる調査会社による調査報告書とともに、柱状図変更の経緯、変遷等を含めて説明があった。これに対して、ボーリング柱状図の元データからの変更点を示す資料や変更に係る要因分析等が不足しており、説明が不十分であったため、調査会社が作成した申請書案の元データの存否を調査会社にも確認の上明らかにし、資料提出を行うこと、並びに調査会社の調査報告書から申請書に反映すべきデータを事業者として明確にし、それをもとにどのような書き換えがあったのかを報告し直すことを求めている。今後、事業者から説明を受けた上で、審査を再開するかどうかについて判断していく。
		敷地周辺の地質・地質構造	①	-	
	地震動 (第3、4条)	地下構造	①	-	
		震源を特定して策定する地震動	②	2019/12/13	●事業者は浦底断層による地震動評価について、不確かさに加えて十分な余裕を確保としているが、既許可サイトと同様の項目かつ、同様のレベル観の不確かさしか考慮していない。これに対して、浦底断層から200m程度の位置に重要施設が建設されているという特殊性から、更に踏み込んだ検討を行うことも考えるよう求めている。震源断層モデルの設定、不確かさとして考慮するパラメータの設定も含めて震源極近傍の地震動評価としてどのような保守性まで見込むのかについて、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
		震源を特定せず策定する地震動	①	-	
		基準地震動	①	-	
		地盤・斜面の安定性	①	-	●敷地内破砕帯の活動性評価、浦底断層による地震動評価から審議
		耐震設計方針	①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
	津波(第5条)	地震による津波	①	-	
		地震以外による津波	①	-	●敷地内破砕帯の活動性評価、浦底断層による地震動評価から審議
		基準津波	①	-	
		耐津波設計方針	①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
	竜巻(第6条)		①	-	
	火山事象 (第6条)	火山事象	①	-	●敷地内破砕帯の活動性評価、浦底断層による地震動評価から審議
		火山事象に対する設計方針	①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
	外部火災(第6条)		①	-	
	その他自然現象と人為事象(第6条)		①	-	
	不法な侵入(第7条)		①	-	
	内部火災(第8条)		①	-	
	内部溢水(第9条)		①	-	
	誤操作の防止(第10条)		①	-	
	安全避難通路(第11条)		①	-	
	安全施設(第12条)		①	-	
	全交流電源喪失(第14条)		①	-	
	SFP(第16条、23条)		①	-	
	RCPB(第17条)		①	-	
	安全保護回路(第24条)		①	-	
原子炉制御室(第26条)		①	-		
監視設備(第31条)		①	-		
保安電源(第33条)		①	-		
緊急時対策所(第34条)		①	-		
通信連絡設備(第35条)		①	-		

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)
 (注1) チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
 (注2) 設置許可基準規程第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
 (注3) 今後この審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

審査項目				ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点	
重大事故等 対処施設 関係	有効性 評価 (37条)	PRA	Lv 1	①	-		
			Lv 1. 5	①			
			停止時	①			
			地震	①			
			津波	①			
		事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス			①		
		解析コード			①		-
		限界温度、限界圧力			①		-
		炉心	2次冷却系からの除熱機能喪失		①		-
			全交流動力電源喪失		①		
			原子炉補機冷却機能喪失		①		
			原子炉格納容器の除熱機能喪失		①		
			原子炉停止機能喪失		①		
			ECCS注水機能喪失		①		
			ECCS再循環機能喪失		①		
			格納容器バイパス(インターフェイスシステム LOCA、蒸気発生器伝熱管破損)		①		
		CV	過圧破損		①		-
			過温破損		①		-
			DCH		①		-
			FCI		①		
			MCCI		①		
			水素燃焼		①		-
		SFP	想定事故1		①		-
			想定事故2		①		
		停止時	崩壊熱除去機能喪失		①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
			全交流動力電源喪失		①		
			原子炉冷却材の流出		①		
			反応度誤投入		①		
	設備・技 術的能 力	1.0	43条	共通	①	-	
		1.1	44条	ATWS	①	-	
		1.2	45条	高圧時冷却	①		
		1.3	46条	減圧	①		
		1.4	47条	低圧時冷却	①		
		1.5	48条	最終ヒートシンク	①		
		1.6	49条	CV冷却	①		
		1.7	50条	CV過圧破損防止	①	-	
		1.8	51条	CV下部注水	①	-	
		1.9	52条	CV水素対策	①	-	
		1.10	53条	RB水素対策	①	-	
		1.11	54条	SFP	①	-	
		1.12	55条	建屋外RI抑制	①	-	
		1.13	56条	水源	①	-	
		1.14	57条	電源	①	-	
		1.15	58条	計装	①	-	
		1.16	59条	原子炉制御室	①	-	
		1.17	60条	監視測定	①	-	
		1.18	61条	緊急時対策所	①	-	
		1.19	62条	通信連絡	①	-	
	2		大規模損壊	①	-		
	共通	地質(第38条)			②	2020/6/4	●地質(第3、4条) 敷地の地質・地質構造を参照。
		地震動(第38、39条)			①	2019/12/13	●地震動(第3、4条)を参照。
		津波(第40条)			①	-	●津波(第5条)を参照。
		火災(第41条)			①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくこと、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

審査進捗状況表 (特定重大事故等対処施設)

・ 関西電力(株)美浜発電所 3 号炉	・ ・ ・ 2 8
・ 日本原子力発電(株)東海第二発電所	・ ・ ・ 2 9
・ 東京電力ホールディングス(株)柏崎刈羽原子力発電所 6, 7 号炉	・ ・ ・ 3 0
・ 電源開発(株)大間原子力発電所	・ ・ ・ 3 1
・ 北海道電力(株)泊発電所 3 号炉	・ ・ ・ 3 2
・ 中国電力(株)島根原子力発電所 2 号炉	・ ・ ・ 3 3

審査進捗状況表

関西電力(株)美浜発電所3号炉設置変更許可申請(特定重大事故等対処施設)に係る審査状況【令和2年6月30日時点】

審査項目				ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点			
特定重大事故等 対処施設	地質 (第38、39条)		敷地の地質・地質構造		④	2019/12/13			
	地震動 (第38、39条)		地盤・斜面の安定性		④	2020/3/13			
			耐震設計方針		④	2019/11/21			
	津波 (第40条)		基準津波		④	2019/12/13			
			耐津波設計方針		④	2019/12/5			
	火災 (第41条)				④	2018/9/25			
	共通設計方針 (第43条第1項及び第2項)				④	2019/11/21			
	特重施設 (第42条)		故意による大型航空機の衝突等の設計上の考慮事項 (第1号)		④	2019/2/19			
			設備 (第2号)		原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能		④	2019/11/21	
					炉内溶融炉心の冷却機能		④	2018/8/7	
					CV内溶融炉心の冷却機能		④	2018/8/7	
					CVの冷却・減圧・放射性物質低減機能		④	2018/8/7	
					CVの過圧破損防止機能		④	2018/12/20	
					水素爆発によるCV破損防止機能		④	2018/12/20	
					電源設備		④	2018/10/11	
					計装設備		④	2018/8/7	
					通信連絡設備		④	2018/8/7	
			緊急時制御室		④	2019/11/21			
			使命期間(第3号)		④	2018/8/7			
			効果の評価(主に第2号)		④	2018/8/7			
	技術的能力		1.0	共通	④	2019/2/19			
			2.2		準備操作		④	2018/9/6	
					減圧		④	2018/9/6	
					炉内溶融炉心冷却		④	2018/9/6	
					CV内溶融炉心冷却		④	2018/9/6	
					CV冷却・減圧		④	2018/12/20	
					CV過圧破損防止		④	2019/6/6	
CV水素対策					④	2018/12/20			
サポート機能(電源)					④	2018/8/7			
サポート機能(計装)					④	2018/8/7			
サポート機能(通信連絡)					④	2018/8/7			
緊急時制御室					④	2019/9/25			

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)
(注)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくると、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

審査進捗状況表

日本原子力発電(株)東海第二原子力発電所設置変更許可申請(特定重大事故等対処施設)に係る審査状況【令和2年6月30日時点】

審査項目				ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点		
特定重大事故等 対処施設	地質 (第38、39条)	敷地の地質・地質構造		①	－	●特重施設の設置場所が概ね確定しないと審査できないため、敷地の全体配置に係る設計方針に関する審査が進捗した後に審査を開始する。		
		地震動 (第38、39条)	地盤・斜面の安定性	①	－			
	耐震設計方針		①	－				
	津波 (第40条)	基準津波	①	－				
		耐津波設計方針	①	－				
	火災 (第41条)		③	2020/1/9	●火災感知器を設置しない火災区域・火災区画があることから、当該区域・区画における仮置きを含めた可燃物の運用管理体制等について説明を求めている。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。			
	共通設計方針 (第43条第1項及び第2項)		③	2020/2/27	●現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。			
	特重施設 (第42条)	設備 (第2号)	故意による大型航空機の衝突等の設計上の考慮事項 (第1号)		①	－	●現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。	
			原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能	③	2020/2/27			
				炉内熔融炉心の冷却機能	③			2020/2/27
				CV内熔融炉心の冷却機能	③			2020/2/27
				CVの冷却・減圧・放射性物質低減機能	③			2020/2/27
			CVの過圧破損防止機能	②	2020/1/23	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。引き続き、空気冷却方式の循環冷却設備による格納容器過圧破損防止機能等について確認していく。		
			水素爆発によるCV破損防止機能	① ⇒ ②	2020/5/20(書面)	●空気冷却方式の循環冷却設備を使用した場合の水素対策の成立性について確認していく。		
			電源設備	③	2020/2/27	●現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。		
			計装設備	①	－			
			通信連絡設備	④	2020/2/27			
			緊急時制御室	①	－			
			使命期間(第3号)		①	－		
			効果の評価(主に第2号)		①	－		
		技術的能力	1.0	共通	①	－		
	2.2		準備操作	①	－			
			減圧	①	－			
			炉内熔融炉心冷却	①	－			
			CV内熔融炉心冷却	①	－			
			CV冷却・減圧	①	－			
			CV過圧破損防止	①	－			
CV水素対策			①	－				
サポート機能(電源)			③	2020/2/27	●現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。			
サポート機能(計装)			①	－				
サポート機能(通信連絡)			③	2020/2/27	●現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。			
緊急時制御室			①	－				

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくこと、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
(注2)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
(注3)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

東京電力（株）**柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉**設置変更許可申請（特定重大事故等対処施設）に係る審査状況【令和2年6月30日時点】

審査項目				ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点	
特定重大事故等 対処施設	地質 （第38、39条）	敷地の地質・地質構造		①	-	●特重施設の設置場所が概ね確定しないと審査できないため、敷地の全体配置に係る設計方針に関する審査が進捗した後に審査を開始する。	
		地震動 （第38、39条）	地盤・斜面の安定性		①		-
	耐震設計方針		①	-			
	津波 （第40条）	基準津波		①	-		
		耐津波設計方針		①	-		
	火災 （第41条）		③	2020/1/30	●固定式消火設備を設置しない火災区域・火災区画があることから、当該区域・区画に設置又は施設される機器やケーブル等を踏まえても火災時に煙の充満等により消火活動が困難とならないことについて説明を求めている。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。		
	共通設計方針 （第43条第1項及び第2項）		③	2020/1/30	●現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。		
	特重施設 （第42条）	故意による大型航空機の衝突等の設計上の考慮事項 （第1号）		②	2020/3/5	●敷地の全体配置に係る設計方針等については概ね了承。引き続き、個々の施設の設計方針を確認していく。	
		設備 （第2号）	原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能		① ⇒ ③	2020/6/25（書面）	●現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。
			炉内熔融炉心の冷却機能		① ⇒ ③	2020/6/25（書面）	●現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。
			CV内熔融炉心の冷却機能		① ⇒ ③	2020/6/25（書面）	●現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。
			CVの冷却・減圧・放射性物質低減機能		① ⇒ ③	2020/6/25（書面）	●現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。
			CVの過圧破損防止機能		②	2020/1/23	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。
			水素爆発によるCV破損防止機能		①	-	
			電源設備		①	-	
			計装設備		①	-	
			通信連絡設備		① ⇒ ③	2020/6/25（書面）	●現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。
			緊急時制御室		①	-	
		使命期間（第3号）		①	-		
		効果の評価（主に第2号）		①	-		
		技術的能力	1.0	共通（添五）		①	-
	2.2		準備操作		①	-	
			減圧		①	-	
			炉内熔融炉心冷却		①	-	
			CV内熔融炉心冷却		①	-	
			CV冷却・減圧		①	-	
			CV過圧破損防止		①	-	
CV水素対策			①	-			
サポート機能（電源）			①	-			
サポート機能（計装）			①	-			
サポート機能（通信連絡）			①	-			
緊急時制御室			①	-			

※ ①審査に未着手（赤色）、②一部説明聴取済＆コメント回答の審査中（黄色）、③一通り説明聴取済＆コメント回答の審査中（緑色）、④概ね審査済み（灰色）
（注1）チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくると、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
（注2）今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
（注3）ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

電源開発(株)大間原子力発電所設置変更許可申請※¹（特定重大事故等対処施設）に係る審査状況【令和2年6月30日時点】

審査項目			ステイタス※ ²	直近の審査会合	現時点における主な論点
特定重大事故等対処施設	地質 (第38、39条)	敷地の地質・地質構造	①	-	●特定重大事故等対処施設に係る設置変更許可申請の審査では、本体施設に適用される基準地震動や基準津波、本体施設の設備仕様を確定させた後に、特定重大事故等対処施設の設備仕様について許可の判断をする必要がある。 このため、現在審査中の本体施設に関する審査が進捗した後、特定重大事故等対処施設に係る審査を開始する。
	地震動 (第38、39条)	地盤・斜面の安定性	①	-	
		耐震設計方針	①	-	
	津波 (第40条)	基準津波	①	-	
		耐津波設計方針	①	-	
	火災 (第41条)		①	-	
	共通設計方針 (第43条第1項及び第2項)		①	-	
	特重施設 (第42条)	故意による大型航空機の衝突等の設計上の考慮事項 (第1号)	①	-	
		設備 (第2号)	原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能	①	
			炉内熔融炉心の冷却機能	①	
			CV内熔融炉心の冷却機能	①	
			CVの冷却・減圧・放射性物質低減機能	①	
			CVの過圧破損防止機能	①	
			水素爆発によるCV破損防止機能	①	
			電源設備	①	
			計装設備	①	
			通信連絡設備	①	
			緊急時制御室	①	
		使命期間(第3号)		①	
		効果の評価(主に第2号)		①	
	技術的能力	1.0	共通	①	
		2.2	準備操作	①	
			減圧	①	
			炉内熔融炉心冷却	①	
			CV内熔融炉心冷却	①	
			CV冷却・減圧	①	
			CV過圧破損防止	①	
			CV水素対策	①	
			サポート機能(電源)	①	
			サポート機能(計装)	①	
			サポート機能(通信連絡)	①	

※1 平成26年12月16日付け大間原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請(本体施設と特定重大事故等対処施設をあわせて申請)
※2 ①審査に未着手(赤色)、 ②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、 ③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、 ④概ね審査済み(灰色)
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくると、ステイタスが④から②へ変わることもあり得る。
(注2)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
(注3)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

北海道電力(株)泊発電所3号炉設置変更許可申請(特定重大事故等対処施設)に係る審査状況【令和2年6月30日時点】

審査項目				ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点		
特定重大事故等 対処施設	地質 （第38、39条）		敷地の地質・地質構造		①	-	●特定重大事故等対処施設に係る設置変更許可申請の審査では、本体施設に適用される基準地震動や基準津波、本体施設の設備仕様を確定させた後に、特定重大事故等対処施設の設備仕様について許可の判断をする必要がある。 このため、現在審査中の本体施設に関する審査が進捗した後、特定重大事故等対処施設に係る審査を開始する。	
	地震動 （第38、39条）		地盤・斜面の安定性		①	-		
			耐震設計方針		①	-		
	津波 （第40条）		基準津波		①	-		
			耐津波設計方針		①	-		
	火災 （第41条）			①	-			
	共通設計方針 （第43条第1項及び第2項）			①	-			
	特重施設 （第42条）		故意による大型航空機の衝突等の設計上の考慮事項 （第1号）		①	-		
			設備 （第2号）	原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能		①		-
				炉内溶融炉心の冷却機能		①		-
				CV内溶融炉心の冷却機能		①		-
				CVの冷却・減圧・放射性物質低減機能		①		-
				CVの過圧破損防止機能		①		-
				水素爆発によるCV破損防止機能		①		-
				電源設備		①		-
				計装設備		①		-
				通信連絡設備		①		-
			緊急時制御室		①	-		
	使命期間（第3号）			①	-			
	効果の評価（主に第2号）			①	-			
	技術的能力		1.0	共通	①	-		
			2.2	準備操作	①	-		
				減圧	①	-		
				炉内溶融炉心冷却	①	-		
				CV内溶融炉心冷却	①	-		
				CV冷却・減圧	①	-		
				CV過圧破損防止	①	-		
CV水素対策				①	-			
サポート機能（電源）				①	-			
サポート機能（計装）				①	-			
サポート機能（通信連絡）				①	-			
緊急時制御室				①	-			

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくこと、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
(注2)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
(注3)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

中国電力(株)島根原子力発電所2号炉設置変更許可申請(特定重大事故等対処施設)に係る審査状況【令和2年6月30日時点】

審査項目			ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点
特定重大事故等対処施設	地質 (第38、39条)	敷地の地質・地質構造	①	-	●特定重大事故等対処施設に係る設置変更許可申請の審査では、本体施設に適用される基準地震動や基準津波、本体施設の設備仕様を確定させた後に、特定重大事故等対処施設の設備仕様について許可の判断をする必要がある。 このため、現在審査中の本体施設に関する審査が進捗した後、特定重大事故等対処施設に係る審査を開始する。
	地震動 (第38、39条)	地盤・斜面の安定性	①	-	
		耐震設計方針	①	-	
	津波 (第40条)	基準津波	①	-	
		耐津波設計方針	①	-	
	火災 (第41条)		①	-	
	共通設計方針 (第43条第1項及び第2項)		①	-	
	特重施設 (第42条)	故意による大型航空機の衝突等の設計上の考慮事項 (第1号)	①	-	
		設備 (第2号)	原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能	-	
			炉内溶融炉心の冷却機能	-	
			CV内溶融炉心の冷却機能	-	
			CVの冷却・減圧・放射性物質低減機能	-	
			CVの過圧破損防止機能	-	
			水素爆発によるCV破損防止機能	-	
			電源設備	-	
			計装設備	-	
			通信連絡設備	-	
			緊急時制御室	-	
		使命期間(第3号)		-	
		効果の評価(主に第2号)		-	
	技術的能力	1.0	共通	-	
		2.2	準備操作	-	
			減圧	-	
			炉内溶融炉心冷却	-	
			CV内溶融炉心冷却	-	
			CV冷却・減圧	-	
			CV過圧破損防止	-	
			CV水素対策	-	
			サポート機能(電源)	-	
			サポート機能(計装)	-	
			サポート機能(通信連絡)	-	
			緊急時制御室	-	

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
(注2)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
(注3)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

新規制基準適合性審査における主な審査状況(設置変更許可)

参考資料1

令和2年6月30日現在

			PWR			BWR													
			泊1, 2	泊3	敦賀2	島根2	島根3	浜岡4	浜岡3	東通	志賀2	大間							
地震・津波	地質	・敷地の地質・地質構造	審議中(敷地内破砕帯の活動性評価)			おおむね審議済	※地震動評価、津波影響評価、火山影響評価については、島根2号の知見を反映して審査を行う	審議中(敷地内破砕帯の活動性評価)		おおむね審議済	審議中(敷地内破砕帯の活動性評価)	審議中(敷地内破砕帯の活動性評価)							
		・敷地周辺の地質・地質構造	おおむね審議済					おおむね審議済		審議中(敷地内に連続している断層を含む)	審議中	審議中							
	地震動	・地下構造	おおむね審議済					※敷地内破砕帯の活動性評価、浦底断層による地震動評価から審議	※地震動評価、津波影響評価、火山影響評価については、島根2号の知見を反映して審査を行う	おおむね審議済		※敷地内破砕帯の活動性評価から審議	審議中						
		・震源を特定して策定する地震動	審議中(積丹半島北西沖の断層による地震動評価)							審議中(顕著な増幅を考慮した地震動評価)									
		・震源を特定せず策定する地震動	おおむね審議済																
		・基準地震動	審議中(積丹半島北西沖の断層による地震動評価)																
	津波	・地震による津波	審議中(日本海東縁部に想定される地震による津波の再評価、積丹半島北西沖の断層による津波評価)							審議中(プレート間地震による津波評価)	審議中		審議中		審議中				
		・地震以外による津波	おおむね審議済											審議中		審議中			
		・基準津波	審議中(日本海東縁部に想定される地震による津波の再評価、積丹半島北西沖の断層による津波評価)																
	地盤・斜面の安定性																		
火山事象			審議中(火山活動の可能性評価、降下火砕物の層厚の再評価)			審議中(大山生竹テフラの噴出規模について、最新知見を反映した再評価)													
プラント	耐震設計方針			概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※泊3を優先して審査を実施中	審議中(防潮堤等に関する耐震設計方針)	概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示	審議中			概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※島根2を優先して審査を実施中	概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※浜岡4を優先して審査を実施中		概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示	概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示	概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示				
	耐津波設計方針				審議中(防潮堤等に関する耐津波設計方針)		審議中												
	DB	外部事象	・竜巻に対する設計方針		おおむね審議済 ※地震・津波側の審査後、改めてプラント側への影響を確認する必要がある。		おおむね審議済												
			・火山に対する設計方針																
			・外部火災に対する設計方針				おおむね審議済												
			・その他自然現象等に対する設計方針				審議中												
		内部火災					審議中												
		内部溢水					おおむね審議済												
		安全施設等					審議中												
	SA	有効性評価	・炉心損傷防止				概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示	おおむね審議済											
			・格納容器破損防止					おおむね審議済											
			・使用済燃料貯蔵槽					おおむね審議済											
			・停止時					おおむね審議済											
			・シーケンス選定					おおむね審議済											
			・解析コード					おおむね審議済											
			・停止失敗時未臨界確保					おおむね審議済											
		設備・手順	・炉心冷却(高压冷却、減圧、低圧冷却)					おおむね審議済											
			・最終ヒートシンク					おおむね審議済											
			・格納容器(冷却、過圧破損防止、下部注水)					おおむね審議済											
			・水素対策(格納容器、原子炉建屋)					おおむね審議済											
			・使用済燃料貯蔵槽					審議中											
			・緊急時対策所					おおむね審議済											
			・その他(監視測定、通信連絡等)					審議中											
	大規模損壊																		
	技術的能力																		
	備考																		

注) おおむね審議済であっても、審査の過程で追加の課題が出てくることが有り得る。

空欄: 未審議のもの 一部着手: 一部の論点について議論を開始したもの(括弧書きは着手した論点) 審議中: 一通り審議を開始したもの(括弧書きは主要な論点)

設置変更許可申請以外の審査における主な課題とその審査の現状

参考資料2

【本体施設】

○設計及び工事の計画の認可

令和2年6月30日

	主な課題	審査の現状	備 考
柏崎刈羽 6・7号	—	6号機については、現在、設置変更許可を踏まえた補正がなされていない。 7号機については、令和元年9月10日の審査会合で事業者から示された主な説明事項（詳細設計の進捗により許可段階から設備設計を見直した事項等）について審査を行うとともに、その他の説明事項についても事実確認を行っている。現時点の主な課題である津波による漂流物の選定及び衝突荷重の評価の妥当性、液状化による地盤の支持性能への影響等について、今後、引き続き確認していく。	
女川 2号	—	新規制基準の設置変更許可を踏まえ、令和2年5月29日に、基本設計方針等の本文や建屋の耐震評価等の一部について補正がなされており、今後、審査会合を開催する。	

○保安規定変更認可

	主な課題	審査の現状	備 考
柏崎刈羽 6・7号	—	令和2年3月30日に新規制基準の設置変更許可を踏まえた補正がなされており、7項目に関する事項については、令和2年度第7回原子力規制委員会で議論された内容について事業者に対応を求めている。7項目に関する事項以外については、火山影響等発生時の体制の整備や重大事故等対処設備の運転上の制限等について、引き続き確認していく。	7項目に関する事項については、福島第一及び福島第二も同様に申請がなされており、柏崎刈羽における確認後に、当該事項に係る審査を進める。
高浜 1・2号	—	令和元年7月31日に申請がなされており、審査を進めている。なお、津波に係る事項については、今後事業者から、別途審査中である津波警報が発表されない可能性のある津波への対応に係る設置変更許可の審査結果を踏まえた補正が提出された後、審査を進める。	

【特定重大事故等対処施設】

○設計及び工事の計画の認可

	主な課題	審査の現状	備 考
玄海 3・4号	—	全3分割申請のうち第1回、第2回の申請について認可済み。 令和2年1月17日に第3回申請があり、令和2年2月の審査会合において、航空機衝突影響評価に関し、評価条件・評価手法等の妥当性について説明を求めている。	
大飯 3・4号	—	令和2年3月6日に第1回申請があり、令和2年6月10日の書面審査において、引き続き、航空機衝突影響評価に関し、評価条件・評価手法等の妥当性を確認している。	全2分割申請。第2回の申請はなされていない。

○保安規定変更認可

	主な課題	審査の現状	備 考
高浜 3・4号	—	令和2年4月17日に申請があり、令和2年6月12日の書面審査において、重大事故等時に特定重大事故等対処施設を活用する方針等について説明を求めている。	

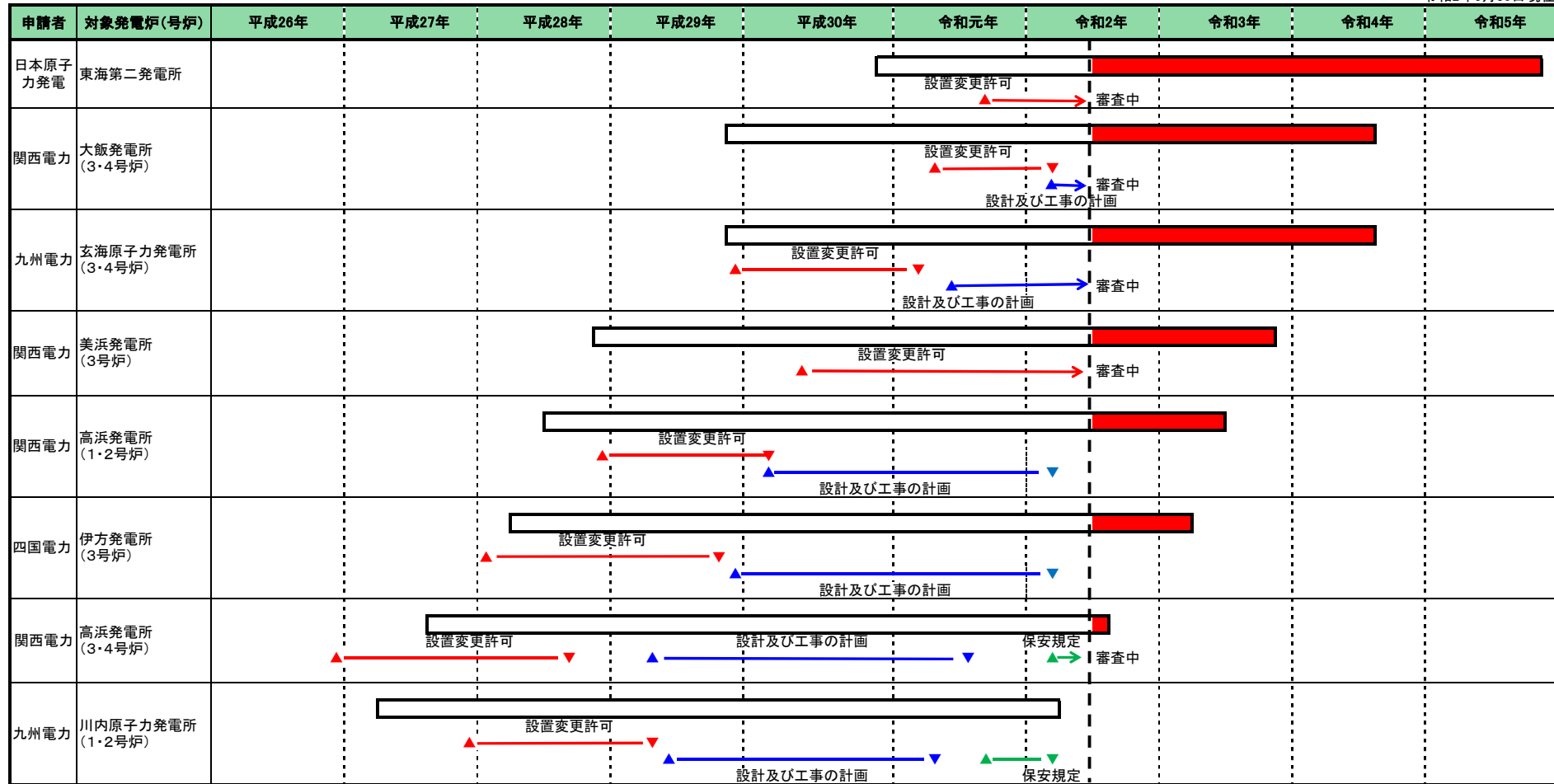
【廃止措置計画】

	主な課題	審査の現状	備 考
伊方2号	—	廃止措置計画の審査については概ね議論が収束しているが、同廃止措置計画は、現在、別途原子炉設置変更許可申請がなされている乾式貯蔵施設の設置変更許可を前提としたものとなっているため、事業者は、令和元年8月27日の第8回廃止措置審査会合において、今後、乾式貯蔵施設の許可の後、廃止措置計画の補正申請を提出するとしている。	
福島第二 1～4号	—	令和2年5月29日に申請があり、今後、廃止措置審査会合を開催する。	

特定重大事故等対処施設に係る経過措置期間

参考資料3

令和2年6月30日現在



凡例

